

1. 宇治市の独自施策

- 宇治市事業者おうえん給付金
- 宇治市介護保険・障害福祉施設等 新型コロナウイルス感染症対策助成事

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 宇治市事業者おうえん給付金 |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 ・飲食業・卸売業・小売業・認定農業者で、宇治市内に事業所のある中小企業20万円、個人事業主10万円、複数事業所の場合には中小企業40万円、個人事業主10万円を一律給付 ・上記以外で京都府の休業要請の対象となり支援給付金の給付を受けた事業者は、中小企業20万円、個人事業主10万円を府制度に上乘せして給付</p> <p>【申請期間】 ・5月7日から6月15日</p> <p>【申請方法】 ・申請書兼請求書、口座振替依頼書に必要な添付書類を添付して、宇治市産業地域振興課に郵送、若しくは、産業会館1階の専用ボックスに投函 ・添付書類は[宇治NEXT]のホームページを参照</p> |
| 問い合わせ先 | 〒611-0021 宇治市宇治琵琶45-13産業会館3階 宇治市産業振興課 TEL:0774-39-9621 |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 宇治市介護保険・障害福祉施設等新型コロナウイルス感染症対策助成事業 |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 宇治市内で介護保険事業又は障害福祉事業を運営する法人に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行った下記事業の費用の一部を助成します</p> <p>【助成対象となる事業について】 (1) 感染防止用の備品等を購入する事業 例) マスクや手袋、消毒液等の購入に要した費用等 (2) その他、感染予防のために行う事業 例) 事業所内の消毒作業を専門業者への委託に要した費用等</p> <p>【事業対象期間】 令和2年1月16日から令和3年3月31日までの間に、上記(1)・(2)の事業を行うために要した費用の一部を助成します。 ※助成金額の上限は、法人内の介護・障害サービスに従事する従業員の人数の合計によって異なりますので問い合わせを。</p> <p>【申請期間】 令和2年5月11日から令和3年3月31日まで</p> |
| 問い合わせ先 | 健康長寿部 介護保険課 福祉こども部 障害福祉課 TEL:0774-22-3141(市役所代表) |

2. 特別定額給付金(個人)、持続化給付金(事業者向け)

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 特別定額給付金 |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 1人につき10万円を一律に給付する制度</p> <p>【活用できる方】 宇治市に住民票がある方(2020年4月27日時点)</p> <p>【申請方法】 1. 郵送申請 市から郵送されてくる申請書に必要な書類を添付して返送 →市からの郵送は5月下旬、支給開始は6月中旬を予定</p> <p>2. オンライン申請 マイナンバーカードを持っておられる方は、マイナポータルのホームページから申請 できます。 →5月11日から受付を開始、支給開始は5月末の予定</p> <p>【支給方法】 原則として世帯主(申請者)の口座に振り込み</p> |
| 問い合わせ先 | 総務省特別定額給付金 専用コールセンター TEL:0120-26-0020 |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 持続化給付金 |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 ・新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者が事業全般に広く使える給付金 ・中小法人等は200万円、個人事業主等は100万円を上限に、昨年1年間の売上からの減少分を給付</p> <p>【給付の主な要件】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 ・2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者 * 2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります</p> <p>【申請方法】 ・申請書兼請求書、口座振替依頼書に必要な添付書類を添付して、宇治市産業地域振興課に郵送、若しくは、産業会館1階の専用ボックスに投函 ・添付書類は[宇治NEXT]のホームページを参照</p> |
| 問い合わせ先 | 〒611-0021 宇治市宇治琵琶45-13産業会館3階 宇治市産業振興課 TEL:0774-39-9621 |

3. 国民健康保険・後期高齢保険の傷病手当金

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 国民健康保険傷病手当金の支給 |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合で、一定の要件を満たす方は国民健康保険の傷病手当を受けることができます。</p> <p>【支給要件】 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間を対象に支給します。 令和2年1月1日～9月30日までの間で労務に服することができない期間(入院が継続する場合等は最長1年6月まで)。</p> <p>【支給額】 直近3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2の額を日数に乗じた額。</p> <p>【対象者】 国民健康保険に加入しており、以下の要件に該当する方 ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者 ② 発熱等の症状があり感染が疑われる被用者</p> |
| 問い合わせ先 | 健康長寿部 国民健康保険課 TEL:0774-20-8729 |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 後期高齢者医療保険加入者に対する傷病手当金 |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 被用者(雇用されている人)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した(発熱等の症状があり感染が疑われる場合も含む)ことによる療養のため、労務に服することができない期間のある方については、申請により傷病手当金を支給します。</p> <p>【支給対象となる日数】 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日</p> <p>【支給額】 (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象となる日数 ※給与等を受けた場合は支給対象外(ただし、傷病手当金より少ない場合は差額を支給) ※上限あり</p> <p>【適用期間】 令和2年1月1日～令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)</p> <p>【対象者】 新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われた被用者 (雇用されている人)のうち、療養のため労務に服することができない期間があった後期高齢者医療被保険者</p> |
| 問い合わせ先 | 健康長寿部 年金医療課 TEL:0774-21-0413 |

4. 減免・猶予の制度

| 制度の名称 | 市税の減免 |
|--------|--|
| 制度の内容 | <p>納税者が災害(火災、風水害など)の被害に遭ったり、生活保護を受けられたりするなど、特別な事情がある場合には、納期限未到来のものについては申請に基づき、市税が減免される制度があります。 減免については一定の条件がありますので、担当課に必ずご相談ください。</p> <p>【個人市府民税】 ・生活保護を受けている場合 ・災害により被害を受けた場合 ・失業した場合等 ※問い合わせは市民税課へ</p> <p>【固定資産税・都市計画税】 ・生活保護を受けている場合 ・災害により資産に被害を受けた場合 ※問い合わせは資産税課へ</p> <p>【軽自動車税】 ・生活保護を受けている場合 ・障害者やその家族が所有する車で、障害者自身が使用する場合、またはその家族がその障害者のために使用する場合等 ※問い合わせは市民税課へ</p> |
| 問い合わせ先 | 市役所2階 市民税課・資産税課へ TEL:0774-22-3141(市役所代表) |

| 制度の名称 | 納税の猶予 |
|--------|---|
| 制度の内容 | <p>市税は納期限までに納付しなければなりません。次のような事実が該当して、一時に納付することができない場合は、申請を行い、納める時期を遅らせたり分割納付をすることができます。</p> <p>・財産が災害や盗難に遭った場合 ・本人や家族が病気にかかったり負傷した場合 ・事業を廃業したり休業した場合 ・事業に著しい損失を受けた場合 ・以上に類する事実があった場合</p> <p>※猶予期間は原則として1年以内で、申請には土地などの担保が必要な場合があります。</p> |
| 問い合わせ先 | 市役所2階 納税課へ TEL:0774-22-3141(市役所代表) |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 国民年金保険料の免除、徴収猶予 |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少で、保険料の納付が困難である場合、申請により保険料の納付を免除される臨時特例の制度が創設されます。</p> <p>失業、事業の休廃止(廃業)の届出を行っている方で、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により、保険料の納付が免除や納付猶予となることがあります。失業・事業の休廃止に至らない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる収入源を喪失するなど所得が急減し、当年中の所得の見込み等が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除になる制度が令和2年5月1日より開始されます。 ※ 審査は日本年金機構が行います。</p> <p>【対象者】 [国民年金第1号被保険者である方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業、事業の休廃止(廃業)の届出を行っている方 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、相当程度まで所得低下の見込みがある方 <p>※連帯納付義務者(世帯主及び配偶者)についても、免除等の適用要件を満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業、事業の休廃止(廃業)の届出を行っている場合 証明書類(雇用保険被保険者離職票、事業廃止届出書など)及び免除申請書を提出してください。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、相当程度まで所得低下の見込みがある場合 日本年金機構所定の所得見込額の申立書及び免除申請書を提出してください。 |
| 問い合わせ先 | 健康長寿部 年金医療課課 TEL:0774-21-0413 京都南年金事務所 TEL:075-644-1165 |

| 制度の名称 | 国民健康保険料の減免、徴収猶予 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|--------|------|-----|----|------|----|----|----|----|----|----|----|------|----|
| 制度の内容 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、国民健康保険料の納付が困難になったとき、申請により所得の減少割合に応じて国民健康保険料の減免または徴収猶予を行います。</p> <p>【保険料の減免】</p> <p>○減免期間 申し出から当該年度末まで</p> <p>○減免となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得額が前年度に比べ半分以下となる見込みのとき</p> <p>○減免割合《所得割額の減免割合》</p> <table border="1" data-bbox="464 568 946 875"> <thead> <tr> <th>所得減少割合</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10割</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>9割以上</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>8割</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>7割</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>6割</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>5割以上</td> <td>3割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、前年度所得額が200万円+(33万円×被保険者数)を超える世帯については減免が適用されません。 (徴収猶予は該当する場合があります) ※均等割り、平等割の減額についても受けられる場合があります。</p> <p>【保険料の徴収猶予】</p> <p>○猶予期間 申し出から6か月</p> <p>○猶予となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得額が前年に比べ減少となる見込みのとき</p> <p>※徴収猶予となった場合、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。</p> <p>【換価の猶予】</p> <p>滞納者について、保険料を一時納付することが困難な所場合は、申請による換価の猶予制度があります。京都地方税機構にご相談ください。</p> <p>【活用できる方】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した国民健康保険被保険者</p> <p>【必要なもの】</p> <p>①申請書 ②所得の減少理由を証明するもの(離職証明書、公的機関への事業休廃止の届出書の写し、診断書等) ③収入等を証明する書類 ④貯金通帳の写し</p> <p>【保険料の減免】減免を受けようとする納期の納期限</p> <p>【保険料の徴収猶予】猶予を受けようとする納期の納期限</p> | 所得減少割合 | 減免割合 | 10割 | 8割 | 9割以上 | 7割 | 8割 | 6割 | 7割 | 5割 | 6割 | 4割 | 5割以上 | 3割 |
| 所得減少割合 | 減免割合 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10割 | 8割 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9割以上 | 7割 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8割 | 6割 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7割 | 5割 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6割 | 4割 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5割以上 | 3割 | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ先 | 健康長寿部 国民健康保険課 TEL:0774-22-3141(市役所代表) | | | | | | | | | | | | | | |

| 制度の名称 | 後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|--|-------------------|----|----|----|----|----|----|--|--|
| 制度の内容 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、後期高齢者医療保険料の納付が困難になったとき、申請により所得の減少割合に応じて、京都府後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療保険料の減免又は徴収猶予を行います。</p> <p>【保険料の減免】 ○減免期間 申し出から当該年度末まで ○減免となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、被保険者の属する世帯主の年間の所得額が前年に比べ半分以下となる見込みの場合で、前年中の被保険者及び世帯主の基礎控除後の</p> <p>○減免割合 《所得割額の減免割合》</p> <table border="1" data-bbox="395 667 1286 945"> <thead> <tr> <th></th> <th>100%</th> <th>90%以上</th> <th>80%以上</th> <th>70%以上</th> <th>60%以上</th> <th>50%以上</th> <th>40%以上</th> <th>30%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>8割</td> <td>7割</td> <td>6割</td> <td>5割</td> <td>4割</td> <td>3割</td> <td>2割</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td>200万円超 400万円以下</td> <td>7割</td> <td>6割</td> <td>5割</td> <td>4割</td> <td>3割</td> <td>2割</td> <td>1割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>400万円超 600万円以下</td> <td>6割</td> <td>5割</td> <td>4割</td> <td>3割</td> <td>2割</td> <td>1割</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①基礎控除後の総所得金額等の世帯合算 ②被保険者の基礎控除後の総所得額等の減少率 ※均等割の減免についても受けられる場合があります。</p> <p>【保険料の徴収猶予】 ○猶予期間 申し出から6か月間 ○猶予となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得額が前年に比べ減少となる見込みのとき ※徴収猶予となった場合、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。</p> <p>【活用できる方】 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した後期高齢者医療被保険者</p> <p>【必要なもの】 ①申請書 ②収入減少の理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への事業休廃止の届出書の写し、診断書等） ③収入等を証明する書類 ④被保険者証 ⑤保険料決定通知書</p> <p>【申請の期限】 ○保険料の減免 減免を受けようとする軒の納期限 ○保険料の徴収猶予 猶予を受けようとする納期の納期限</p> | | 100% | 90%以上 | 80%以上 | 70%以上 | 60%以上 | 50%以上 | 40%以上 | 30%以上 | 200万円以下 | 8割 | 7割 | 6割 | 5割 | 4割 | 3割 | 2割 | 1割 | 200万円超 400万円以下 | 7割 | 6割 | 5割 | 4割 | 3割 | 2割 | 1割 | | 400万円超 600万円以下 | 6割 | 5割 | 4割 | 3割 | 2割 | 1割 | | |
| | 100% | 90%以上 | 80%以上 | 70%以上 | 60%以上 | 50%以上 | 40%以上 | 30%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200万円以下 | 8割 | 7割 | 6割 | 5割 | 4割 | 3割 | 2割 | 1割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200万円超 400万円以下 | 7割 | 6割 | 5割 | 4割 | 3割 | 2割 | 1割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 400万円超 600万円以下 | 6割 | 5割 | 4割 | 3割 | 2割 | 1割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ先 | 健康長寿部 年金医療課 TEL:0774-22-3141(市役所代表) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 制度の名称 | 介護保険料の減免・徴収猶予 | | | | | |
|----------------|---|----------------|-------|------|---------|------|
| 制度の内容 | <p>65歳以上の被保険者が介護保険料の納付が困難になったとき、申請により所得の減少割合に応じて介護保険料の減免または徴収猶予を行います。</p> <p>【保険料の減免】 ○減免後の額</p> <table border="1" data-bbox="392 389 860 535"> <thead> <tr> <th>介護保険 所得段階区分</th> <th>減免後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2段階</td> <td rowspan="2">20,280円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>【保険料の徴収猶予】 ○猶予期間 申し出から6か月以内 ○猶予となる条件 年間の所得額が前年に比べ減少となる見込みのとき ※徴収猶予となった場合、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。</p> <p>【活用できる方】 ○減免となる条件 ※詳しくは介護保険課へご確認ください。 ・保険料段階が第2段階または第3段階 ・本人を含む世帯全員の前年収の合計が基準を満たすこと。 ※収入には非課税年金も含まれます。 ・世帯人数 全年収入の合計 1人 94万円以下 2人 144万円以下 3人 194万円以下 (以下世帯人数が1人増えるごとに50万円加算) ・他世帯の人の所得税・住民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない ・預貯金等の額が単身世帯で350万円以下。(世帯人数1人増えるごとに100万円加算)</p> <p>【必要なもの】 ①収入等を証明する書類 ②印鑑 ③健康保険被保険者証 ③貯金通帳(申請日時点で記帳を済ませたもの)</p> | 介護保険 所得段階区分 | 減免後の額 | 第2段階 | 20,280円 | 第3段階 |
| 介護保険 所得段階区分 | 減免後の額 | | | | | |
| 第2段階 | 20,280円 | | | | | |
| 第3段階 | | | | | | |
| 問い合わせ | 健康長寿部 介護保険課 TEL:0774-22-3141(市役所代表) | | | | | |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 国民健康保険料一部負担金の免除、減額、徴収猶予 |
| 制度の内容 | <p>窓口一部負担金(保険診察にかかる自己負担金)について、支払いが困難であると認められる場合、申請により、免除、減額又は徴収猶予することが出来る場合があります。</p> <p>【期間】 (免除・減額)申し出から3か月以内(1か月ごとの更新) (徴収猶予)申し出から6か月</p> <p>【減免割合】 所得、財産(預貯金)の状況により審査、判定します。 詳細については相談にお問い合わせください。</p> <p>【活用できる方】 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した国民健康保険被保険者</p> <p>【必要なもの】 ①申請書 ②所得の減少理由を証明するもの(離職証明書、公的機関への事業廃止の届出書の写し、診断書等) ③収入等を証明する書類 ④貯金通帳の写し</p> |
| 問い合わせ先 | 健康長寿部 国民健康保険課 TEL:0774-22-3141(市役所代表) |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 後期高齢者医療保険一部負担金の免除、減額、徴収猶予 |
| 制度の内容 | <p>窓口一部負担金(保険診療にかかる自己負担金)について京都府後期高齢者医療広域連合において支払いが困難であると認められる場合、申請により、免除、減額することが出来る場合があります。また、減免の要件に該当しない場合に置いて京都府後期高齢者医療広域連合が必要と認めるときはその徴収を猶予することが出来る場合があります。</p> <p>【期間】 (免除・減額)申請から6か月間を限度</p> <p>【減免割合】 所得、財産(預貯金)の状況により審査、判定します。 ※詳細については相談時にお問い合わせください。</p> <p>【活用できる方】 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した後期高齢者医療被保険者</p> <p>【必要なもの】 ①資産申告書 ②所得の減少理由を証明するもの(離職証明書、公的機関への事業休廃止の届出書の写し、診断書等) ③世帯全員の収入を証明する書類 ④収入(無収入)申告書 ⑤その他必要な書類 ⑥被保険者証</p> |
| 問い合わせ先 | 健康長寿部 年金医療課 TEL:0774-22-3141(市役所代表) |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 介護保険利用者負担金の減免 |
| 制度の内容 | <p>介護サービスの利用者負担金の支払いが困難になったとき、申請により利用者負担金の減免を行います。</p> <p>【減免期間】 1年間に最長6か月間</p> <p>【減免割合】 ※詳しくは介護保険課にお尋ねください。</p> <p>【活用できる方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の年収見込み額合計が、前年の収入額の合計額の2分の1以下に減少すること。 ・世帯全員が居住用の資産以外の資産を有していないこと。 ・世帯全員が保有している資産の評価額が、1,850万円を超えないこと。 ・世帯の直近3か月の実収入の月額平均が生活保護法における保護の基準に定める生活扶助基準の110%以下であること。 |
| 問い合わせ先 | 健康長寿部 介護保険課 TEL:0774-22-3141(市役所代表) |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 保育所保育料の減免 |
| 制度の内容 | <p>失業、廃業、休業等やむを得ない理由により子どもの属する世帯の所得が減少し、生活困難となった場合、所得の減少に応じて保育所保育料を減免します。</p> <p>【活用できる方】 保育所・認定こども園に通う0から2歳児クラスの子どもの保護者</p> <p>【必要なもの】 収入が減少したことを証する書類</p> |
| 問い合わせ先 | 福祉子ども部 保育支援課 TEL:0774-20-8732 |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 保育所等保育料・給食費の減免・助成制度 |
| 制度の内容 | <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月1日から5月6日の間に可能な範囲で、家庭での保育にご協力いただいた家庭について減免・助成を行う。</p> <p>【活用できる方】 保育所・認定こども園に通い、保育料の徴収がある、0～2歳児クラスの子どもの保護者。 給食費の徴収がある、3～5歳児クラスの子どもの保護者。</p> <p>【申請方法】 月ごとに「宇治市保育所等保育料・給食費減免(助成)申請書」を記入のうえ、令和2年5月20日までに通っている保育所等に提出してください。</p> |
| 問い合わせ先 | 福祉子ども部 保育支援課 TEL:0774-20-8732 |

| 制度の名称 | 低所得者の上下水道料金の軽減制度 | | | | | | | | | | |
|--------|---|------|-----|----|----------|----|----------|----|------------|----|------------|
| 制度の内容 | <p>収入の減少などで、所得の低くなっている世帯を対象に、上下水道料金を軽減できる制度があります。</p> <p>【対象】 同居者全員(世帯分離の世帯人数を含む)の前年の所得額(申請年度の住民税課税証明書における所得)の合算が下記の認定基準額以下の世帯。(認定基準額は毎年見直しあり。)</p> <p>【低所得者用認定基準額(令和元年度用)】</p> <table border="1" data-bbox="395 517 775 685"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>457,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>953,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,603,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>1,830,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 5人以上の場合には、4人世帯の基準額に1人につき224,000円を加算した額。 ※2 審査の結果については、後日に認定(不認定)通知が送られます。</p> <p>【認定を受けるに】 所定の申請書を上下水道部営業課へ(押印が必要) ただし、転入等により、所得情報が宇治市にない方、申請書の記載内容(所得情報を閲覧することなど)に同意されない方は、住民税課税証明書等の提出が必要です。 なお、申請時点で生活保護を受給中、または生活保護を申請中の場合はその旨を申し出てください。</p> <p>【納付相談】 ※低所得者用途の認定対象外となった場合でも、生活の困窮により上下水道料金のお支払いが困難な場合は下記までご相談ください。状況により分納等の相談に応じます。</p> <p>【認定期間】 偶数月に検針をしている地区(東地区):平成31年度3期分(8月検針)～ 令和2年度 2期分(6月検針) 奇数月に検針をしている地区(西地区):平成31年度2期分(7月検針)～ 令和2年度 1期分(5月検針)</p> <p>※認定期間中に転居される場合には、必ず「現在、低所得者用の認定を受けている。」と申し出てください。転居先にて再度申請が必要です。</p> | 世帯人数 | 基準額 | 1人 | 457,000円 | 2人 | 953,000円 | 3人 | 1,603,000円 | 4人 | 1,830,000円 |
| 世帯人数 | 基準額 | | | | | | | | | | |
| 1人 | 457,000円 | | | | | | | | | | |
| 2人 | 953,000円 | | | | | | | | | | |
| 3人 | 1,603,000円 | | | | | | | | | | |
| 4人 | 1,830,000円 | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ先 | 上下水道部 営業課 0774-20-8761(料金係) Fax:0774-20-8787 | | | | | | | | | | |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 上下水道料金の納付の猶予 |
| 制度の内容 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な場合は、料金納付が猶予される場合があります。</p> <p>※生活の困窮により上下水道料金のお支払いが困難な場合は、状況により分納等ができる場合があります。担当課までご相談ください。</p> |
| 問い合わせ先 | 上下水道部 営業課 0774-20-8761(料金係) Fax:0774-20-8787 |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 市営住宅 家賃の減免、徴収猶予 |
| 制度の内容 | <p>収入の減少により、市営住宅の家賃支払いが大変な場合に、家賃の減免や猶予される場合があります。</p> <p>【条件】 次の4つのいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>※特に収入の基準については、生活保護世帯を一定の基準としますが、制度が複雑であるため、担当課に問い合わせせて相談してください。</p> |
| 問い合わせ先 | 建設部 住宅課 TEL:0774-22-3141(市役所代表) |

5. 支援・融資の制度

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 小中学校の就学援助制度 |
| 制度の内容 | <p>経済的に困りの保護者の方に、学用品費等を、支給しています。</p> <p>【活用できる方】 1. 生活保護を受けている世帯の児童・生徒 2. 1に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童</p> <p>【援助を受けられる費用】 要保護児童・生徒には次の1～3、準要保護児童・生徒には1～9が援助されます。 1. 遠足代 2. 修学旅行費 3. 医療費(学校病の治療に係る場合) 4. 学用品費 5. 親友額学用品費等 6. 林間・臨海学習費 7. 学校給食費 8. 体育実技用具費(中学校の柔道着) 9. 通学費</p> <p>【申請方法】 児童・生徒の在籍する小中学校に「申請書兼調書」を必要事項記入のうえ、提出してください。(用紙は、小中学校または宇治市役所6階学校教育課で。)</p> <p>※小学校にも中学校にもお子さんがおられる場合は、どちらにも提出が必要。 ※2020年1月1日以降に転入された方は、前住所地の自治体で、同一生計の世帯員で、18歳以上の方と18歳未満で収入のある方の「令和2年度課税証明書」の添付が必要です。</p> <p>【備考】 結果通知は、小中学校を通知して文書にてお知らせします。支給は結果通知後に随時行います。 年度途中でも随時受付をしています。</p> |
| 問い合わせ先 | 宇治市教育委員会 学校教育課 TEL:0774-20-8757 (直通) 児童・生徒の在学する小学校 |
| 制度の名称 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保証(セーフティネット4号) |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度</p> <p>【認定要件】 以下の両方を満たすこと 1. 1年以上継続して事業を行っていること。 2. 新型コロナウイルスの影響で、原則として、最近1カ月の売上が前年同時期と比べて20%以上減少していること。その後の2カ月間を含む3カ月間の売上が、前年同時期と比べて20%以上減少することが見込まれること。</p> |
| 問い合わせ先 | 産業地域振興部 産業振興課 TEL:0774-39-9621 |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴うセーフティネット5号の追加 |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の80%を保証する制度</p> <p>【認定要件】 最近3カ月の売上が、前年の同時期と比べて5%以上減少していること</p> |
| 問い合わせ先 | 産業地域振興部 産業振興課 TEL:0774-39-9621 |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 新型コロナウイルス対策マル経・利子補給制度 |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 ・小規模事業者に対して日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。通常の融資枠に加えて別枠で1,000万円を限度に融資。 ・新型コロナウイルス対策マル経を利用した方を対象に、3年間の支払い利子額を補給補助(上限1.4%)</p> <p>【融資対象】 ・最近1カ月の売上が前年、または一昨年の同時期と比べて5%以上減少している小規模事業者</p> |
| 問い合わせ先 | 宇治商工会議所(宇治産業会館2F) TEL:0774-23-3101 |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 宇治市中小企業低利融資(マル宇)制度 |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 ・運転資金5年以内、設備投資7年以内を貸付期間として、運転資金には2,000万円を上限、設備投資には3,000万円を上限として融資。 ・金利は1.3%で支払利子は2年間全額補給。信用保証料は1/2を補給・</p> <p>【融資対象】 以下のすべての要件が必要 1. 個人事業主の場合は代表者の住所が1年以上宇治市内にあり、法人の場合は本店または支店の所在地が1年以上宇治市内にあること。 2. 1年以上継続して同一事業を営んでいる中小事業者 3. 市税の滞納がないこと 4. 京都信用保証協会の保証対象業種であること</p> |
| 問い合わせ先 | 産業地域振興部 産業振興課 TEL:0774-39-9621 |

6. 補助金・助成金の制度

| 制度の名称 | 住居確保給付金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|------|------|-----------|--------|--------|--------|------------|-----|-------|-------|--|------|------|------|--------|--------|------|-------|
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 離職、廃業、やむを得ない休業等、または新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少し住居を失うおそれが生じている方へ、家賃相当額を(家主に)支給する制度</p> <p>【対象者】 離職・廃業後2年以内、または給与等を得る機会が個人の責に帰すべき理由・個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方</p> <p>【支給期間】 1回の申請につき3か月支給(3回まで申請可。最長9ヶ月まで延長可能) ※求職活動等の要件があります。</p> <p>【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人または不動産媒介事業者等への代理納付</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額(月額)</td> <td>12.4万円</td> <td>17.8万円</td> <td>22.4万円</td> </tr> <tr> <td>支給家賃額(上限額)</td> <td>4万円</td> <td>4.8万円</td> <td>5.2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">世帯の預貯金が以下を超えないこと(但し100万円を超えない額)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金額の合計</td> <td>50.4万円</td> <td>78万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> | | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 収入基準額(月額) | 12.4万円 | 17.8万円 | 22.4万円 | 支給家賃額(上限額) | 4万円 | 4.8万円 | 5.2万円 | | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 貯金額の合計 | 50.4万円 | 78万円 | 100万円 |
| | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入基準額(月額) | 12.4万円 | 17.8万円 | 22.4万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給家賃額(上限額) | 4万円 | 4.8万円 | 5.2万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貯金額の合計 | 50.4万円 | 78万円 | 100万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ先 | 福祉子ども部 生活支援課 TEL:0774-22-3141(市役所代表) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 制度の名称 | 中小企業等(農林水産業者含む)新型コロナウイルス対策緊急支援補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 ・新型コロナウイルス感染症への対応として行う設備導入や事業継続・売上向上につながる取り組みに必要な経費の一部を補助する制度 ・小規模事業者は上限20万円で2/3を補助、中小企業は上限30万円で1/2を補助</p> <p>【対象者】 次の全てを満たす中小企業・小規模企業等(農林水産業者を含む) 1. 宇治市内に主たる事業所を有していること 2. 新型コロナウイルスの影響により売り上げが減少していること 3. 宇治商工会議所の経営支援員のコンサルティングを受けていること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ先 | 宇治商工会議所(宇治産業会館2F) TEL:0774-23-3101 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 制度の名称 | 中小企業振興対策事業緊急支援補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 ・新型コロナウイルスの影響での経営悪化を改善するため、市内商店街などがおこなう感染拡大防止、売上回復や事業継続などの緊急対策へ上限100万円で2/3を補助</p> <p>【対象者】 ・宇治市内の商店街、商工業団体等</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ先 | 産業地域振興部 産業振興課 TEL:0774-39-9621 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

7. 生活支援金の制度

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 生活福祉資金貸付制度 |
| 制度の内容 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。</p> <p>【緊急小口資金(主に休業された方)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子、保証人不要の貸付で、貸付額は10万円以内 ・※学校等の休業等の特例20万円以内 ・償還期限は2年以内(据置期間1年以内) <p>【総合支援資金(主に失業された方)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子、保証人不要の貸付で、貸付額は2人以上世帯月20万円以内、単身世帯月15万円以内で、貸付期間は原則3か月 ・償還期限は10年以内(据置期間1年以内) |
| 問い合わせ先 | 宇治市社会福祉協議会 TEL:0774-22-5650 |

8. その他の制度、

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 制度の名称 | 公共施設の使用料返還 |
| 制度の内容 | ・市の有料施設の使用を中止された方(団体)には使用料の全額を返還。 |
| 問い合わせ先 | 公共施設の各担当課 |

その他、国、京都府、宇治市などの制度については、市ホームページの新型コロナウイルス感染症対策に関する特別サイトをご確認頂くか、宇治市役所へお問い合わせください。

また、市ホームページの新型コロナウイルス感染症対策に関する特別サイトには、各種制度についてまとめた「宇治市新型コロナウイルス感染症に関わる支援等についてのしおり(下記アドレス)」をご確認ください。

<https://www.city.uji.kyoto.jp/site/corona/27564.html>

9. 新型コロナウイルス感染症専用相談窓口

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 |
| 制度の内容 | <p>【制度の詳細】 次の症状がある方は、直接、医療機関へ受診せず、事前に下記の帰国者・接触者相談センターまでご相談ください。相談の結果、必要に応じて、受診時間や受診方法(移動方法・医療機関の入口)などについてお伝えいたします。なお、一般的な相談についても相談いただけます。</p> <p>【早急な相談が必要な場合】 <input type="radio"/> 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。 (これらに該当しない場合の相談も可能です。)</p> <p>☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p> <p>☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 (※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方</p> <p>☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 (症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)</p> <p>☆ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。</p> <p>【対象者】 全ての宇治市民</p> |
| 問い合わせ先 | <p><input type="radio"/> 帰国者・接触者相談センター</p> <p><input type="checkbox"/> 京都府山城北保健所(平日 8:30 ~ 17:15) TEL:0774-21-2911 FAX:0774-24-6215</p> <p><input type="checkbox"/> 京都府健康対策課(平日、土・日・祝、24時間対応) TEL・EAX:075-414-4726 Email : coronasoudan@pref.kyoto.lg.jp</p> <p>※ メールやFAXでのお問い合わせは、回答までお時間がかかる場合があります。</p> <p><input type="radio"/> その他の相談窓口</p> <p><input type="checkbox"/> 厚生労働省電話相談窓口(平日、土・日・祝 9時~21時) TEL:0120-56-5653 FAX:03-3595-2756</p> <p><input type="checkbox"/> 宇治市 健康長寿部 健康生きがい課(平日 8:30 ~ 17:15) TEL:0774-20-8793 FAX:0774-21-0406</p> |

10. 色々な相談窓口

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスにより影響を受ける中小企業・小規模事業者の相談窓口を設置して、経営上の相談を受け付け。 ・相談日時：平日の8時45分～17時30分 |
| 問い合わせ先 | 宇治商工会議所(宇治産業会館2F) TEL:0774-23-3101 |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | DV等の電話相談の拡充 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスによる外出自粛や社会環境の変化によりDV等の深刻化が懸念されており、市の電話相談を拡充。 ・相談日時：9時～12時(月曜日を除く) |
| 問い合わせ先 | 女性 TEL:0774-39-9379 男性 TEL:0774-39-9377 |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 子育てについての電話相談窓口 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスによる外出自粛や学校の休業などで懸念される子育てのストレス、悩みなどの相談窓口 ・相談日時：月曜から金曜(祝日を除く)9時～12時、13時～16時 |
| 問い合わせ先 | こども家庭相談 TEL:0774-39-9178 |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 働く人の何でも相談窓口 |
| 問い合わせ先 | 解雇、休業、減給、パワハラ、過重労働、、、など 【行政】 京都府労働相談所 0120-786-604 京都労働局 075-241-3212 【労働組合】 京都総評 0120-378-060 宇治城陽久御山地区労 0774-29-3374 |

| | | |
|--------|-------|---------------|
| 宇治市会議員 | 宮本 繁夫 | 0774-23-7502 |
| | 山崎 恭一 | 0774-32-6558 |
| | 坂本 優子 | 0774-21-1784 |
| | 渡辺 俊三 | 080-1474-3762 |
| | 山崎 匡 | 090-9616-4350 |
| | 大河 直幸 | 070-5665-5463 |
| | 徳永 未来 | 090-5653-3616 |